審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課　　健康福祉本部　長寿社会課

法　令　名	社会福祉士及び介護福祉士法	法令の番号	昭和 62 年法律第 30 号
許認可等の種類	登録研修機関の登録	根 拠 条 項	附則第 4 条第 2 項

審査基準	
	（１）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）　附則　第 6 条～第 8 条、第 10 条及び第 12 条 （２）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）　附則　第 10 条～第 14 条 （３）喀痰吸引等研修実施要綱について（平成 24 年社援発 0330 第 43 号）

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間　１４日 標準経由期間　　日	目次 ＮＯ	